

宝塚市における住家の罹災証明書(火災を除く)・被災証明書の発行にともなう支援制度のご案内

減免等の制度を取りまとめましたので、ご活用ください。なお、制度の詳細については、担当部署にお問い合わせください。

ごみ ※2021年5月現在(制度が変更となっていることもございますので、直接担当課へご連絡ください。)

制度	支援の概要	担当部署	電話番号
一般廃棄物処理手数料の減免制度(持込分)	市内の民家が被災(全壊、流失、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水)した場合、一般廃棄物のごみ処理手数料を免除します(ただし、家屋本体、構造物等の建築物、家電リサイクル法対象品目、その他処理困難物などは持込・収集できません)。※被災証明書で対応可	管理課(持込分)	0797-87-4844
一般廃棄物処理手数料の減免制度(収集分)		業務課(収集分)	0797-87-7883

税

制度	支援の概要	担当部署	電話番号
延滞金の減免	納期限後に納付し、又は納入する市税(国民健康保険税を含む)に係る延滞金について、以下のとおり減免します ・損失額が所得額の1/12以上の場合 100% ・損失額が所得額の1/24以上1/12未満の場合 50%	市税収納課	0797-77-9101
徴収猶予	納付することができないと認められる金額を限度として、申請に基づき、一年以内に限り、その徴収を猶予します。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納付する期限を定めることができます。また、やむを得ない理由があると認めるときは、上述の期間と合わせて二年を超えない範囲で、その期間を延長することができます。	市税収納課	0797-77-9101
個人市県民税の減免	災害により納税義務者が所有する住宅又は家財に10分の3以上の損害を受けた方(前年中の合計所得金額が1,000万円を超える方は除きます。)の市県民税を減免します。ただし、減免の対象は、納期限未到来かつ未納付分に限りです。	市民税課	0797-77-2056
固定資産税の減免	災害により2割以上価値を減じた固定資産については、災害の発生した日の翌月から月割により、損害の程度に応じて固定資産税を減免します。	資産税課	0797-77-2059
国税	国税の申告・納期限の延長、被災者の雑損控除、災害減免の特例、納税の猶予、消費税の届出に関する特例等の制度があります。 ※一定の要件がありますので、詳しくは 西宮税務署(TEL:0798-34-3930)へ 参照： https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/saigai.htm 「国税庁/災害を受けたら」	—	—
兵庫県税	県税の申告・納付等の期限延長、納税の猶予、減免等の制度があります。 ※一定の要件がありますので、詳しくは 伊丹県税事務所へ 個人事業税(TEL:072-785-9417)、不動産取得税(TEL:072-785-7455)、自動車税(TEL:072-785-7451) 参照： https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/pa04_000000088.html 「兵庫県/災害に関する県税の軽減措置」	—	—

住まい

制度	支援の概要	担当部署	電話番号
建築確認申請手数料等減免制度	災害を受けた建築物の再建等を目的として建築物の建築等をする場合、確認申請手数料等を減免します。	建築指導課	0797-77-2082
兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)	兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の加入者の住宅が半壊以上(一部損壊特約加入者の場合:一部損壊(損害割合10%以上))の被害があった場合、その損害割合や住宅の再建方法(建築・購入・補修等)に応じて一定額の給付が受けられます。	(公財)兵庫県住宅再建共済基金	078-362-9400

介護保険・国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療

制度	支援の概要	担当部署	電話番号
介護保険料減免制度	風水害、火災等により、住宅・家財に受けた損害が半壊若しくは大規模半壊又は半焼に相当…保険料の1/2を減額します。 全壊又は全焼に相当…保険料の全額を免除します。	介護保険課	0797-77-2162
介護保険料徴収猶予制度	風水害、火災等により、住宅・家財に受け、一時的に保険料を納付することができない場合は、納付することができないと認められる金額を限度として申請により6か月を限度とした徴収猶予が認められる場合があります。	介護保険課	0797-77-2162
国民健康保険 保険税の減免	災害により資産について損失を受けた場合において、資産の損失割合が3割以上の世帯（世帯所得金額が1,000万円を超える場合は除きます。）について、申請に基づき国民健康保険税を減免します。	国民健康保険課	0797-77-2065 (資格・賦課担)
国民健康保険 患者一部負担金の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた被保険者に対し、世帯主の申請に基づいて、その罹災の程度により患者一部負担金を減免又は猶予することができます。	国民健康保険課	0797-77-2063 (給付担当)
福祉医療費助成制度	福祉医療制度の受給資格を有すること。受給者及びその扶養義務者が大規模半壊以上の損害を受けた場合等、6か月を限度として一部負担金を免除します。	医療助成課	0797-77-2064
後期高齢者医療保険料 減免制度	風水害、火災等により、住宅または家財に受けた損害が2割以上5割未満…保険料の1/2を減額します。 住宅または家財に受けた損害が5割以上…保険料の全額を免除します。 床上浸水2割以上…保険料の1/2を減額します。	医療助成課	0797-77-9103
後期高齢者医療一部負担金 減免制度	(1)災害（風水害含む）により、住宅、家財またはその他の財産に著しい損害を受けたとき。 （被害金額が、財産の価格のおおむね1/2以上である被害。ただし、保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く） (2)被保険者の属する世帯の世帯主（生計を主として維持する者）が死亡、心身に重大な障害を受けたこと、長期間入院したことまたはその他これらに類する事由があるとき 上記に該当する場合、6か月を限度として、一部負担金を免除もしくは猶予します。	医療助成課	0797-77-9103
国民年金保険料免除申請の 特例	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者・世帯主・配偶者等の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその財産のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、所得に関係なく保険料が免除される場合があります。	窓口サービス課	0797-77-2066

子ども

制度	支援の概要	担当部署	電話番号
保育所への入所	災害復旧のため、1か月以上にわたって就学前児童の保育を保護者ができない場合、保育所に入所できます。 （ただし、ご希望する保育所に欠員が無い場合は、入所できません。）	保育事業課	0797-77-2037
保育所保育料の減免	保育所保育料の納入義務者が居住する家屋又は家財等が損害を受け、その損害額（保険金、賠償金等によって補填される額を除く）が、前年収入の10分の3以上である場合に、保育料の再計算を行います。（再計算をした結果、保育料が減額にならない場合もあります。）	保育事業課	0797-77-2037
地域児童育成会育成料の 減免	災害により育成料の納付が困難になった方で、災害及び経済的困窮の程度に応じて育成料が減額となる場合があります。	青少年課	0797-77-2030

教育

制度	支援の概要	担当部署	電話番号
教科書の無償給与	要保護世帯及び準要保護世帯の児童生徒を対象に台風により使用不能となった検定教科書を無償で給与します。	教育研究課	0797-84-0946
教育相談	被災による心のケアを必要としている子どもまたはその保護者に対する相談	教育支援課	0797-87-1718
就学援助制度	災害により失った学用品及び通学用品の購入費を助成します。 （対象者：就学援助制度において準要保護の認定を受けている方）	学事課	0797-77-2366

くらし

制度	支援の概要	担当部署	電話番号
火災に伴う災害の水道料金 等の減免制度	火災及び火災を原因とする水損等により家屋等に相当な被害を受け、当該住宅等の再建又は修復のために閉栓を行った水道使用者対してり災日を含む一期分の使用水量に係る水道料金及び下水道使用料を減免します。	上下水道局 お客さまセンター	0797-73-3988